

八代市男女共同参画計画（骨子案）

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 21 年 3 月に「八代市男女共同参画計画（平成 21 年度～平成 30 年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「男女（ひと）が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、男女（ひと）がともに支え合う元気都市“やっしろ”の実現」を将来像に掲げ、各種施策を推進してきました。

こうした中、少子高齢化が進み、人口減少社会の中において、活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することがますます重要となっています。

また、平成 27 年 9 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されるなど、女性の活躍に向けた取組を推進していくことが求められています。平成 30 年度をもって当計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「八代市男女共同参画計画（平成 31 年度～平成 35 年度）」を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 国及び県の動き

- ①平成 27 年 9 月「女性活躍推進法」の施行
- ②国及び県の男女共同参画計画の改定
 - ・国 第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月～平成 32 年 3 月）5 年
 - ・県 第 4 次熊本県男女共同参画計画（平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月）5 年

(2) 男女共同参画をめぐる新たな動き

- ① 女性の活躍推進
- ② 男女の働き方改革
- ③ 男女共同参画の視点にたった防災体制づくり

3. 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく市町村男女共同参画計画
- (2) 「八代市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画
- (3) 「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画
- (4) 全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、地域、事業所、行政が一体となって、協働するための指針

4. 計画期間について

平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度の 5 年間

5. 基本目標

1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

- 一人ひとりの意識の改革のため、家庭、地域、職場等におけるあらゆる機会を通じた広報・啓発や教育・学習の推進を図ります。

【基本的施策】 ・意識改革のための広報・啓発の推進
・男女共同参画の教育・学習の推進

2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

- 活力ある社会を持続するため、あらゆる分野において、女性はその個性と能力を発揮し、男女がともに活躍できる社会をめざします。
- 女性の活躍推進や仕事と家庭の両立のために、男女の働き方改革や子育て介護支援の充実等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境づくりの促進を図ります。

【基本的施策】 ・あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画
・働く場・農林水産業・地域社会における男女共同参画の推進
・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境づくりの促進

3 安全で安心して暮らせる社会づくり

- ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に努め、誰もが安心して生活できる社会をめざします。
- 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援を図ります。
- ひとり親家庭など、経済的に厳しいことが予想される家庭の就労などの自立支援を図ります。
- 地域の防災力の向上のため、男女共同参画の視点での防災体制づくりをめざします。

【基本的施策】 ・女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶
・生涯を通じた女性の健康支援
・安心して暮らせる環境整備
・女性の視点を反映した地域の防災力向上

4 推進体制づくり

- 職員一人ひとりが、男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画の視点を持って施策に取り組めるよう意識改革を図ります。
- 男女共同参画社会づくりを進めるため、市民、市民団体、地域等との連携・協力を図ります。

【基本的施策】 ・推進体制の充実・強化
・市民・各種団体等との協働による推進